

埼玉県税条例及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部
を改正する条例
新旧対照表
(傍線部分は、改正部分)

(第一条関係) 埼玉県税条例の一部改正

改正案	現 行
埼玉県税条例 第一条～第七条 (略) (納付又は納入先) 第八条 納税者又は特別徴収義務者が、法及びこの条例の定めるところにより納付又は納入する徴収金の納付又は納入先は、埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関又は<u>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項</u>の規定により知事が収納の事務を委託する者とする。 2 (略) 第九条～第二十条 (略) (県民税の納税義務者等) 第二十一条 (略) 2～4 (略) 5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。	埼玉県税条例 第一条～第七条 (略) (納付又は納入先) 第八条 納税者又は特別徴収義務者が、法及びこの条例の定めるところにより納付又は納入する徴収金の納付又は納入先は、埼玉県指定金融機関、埼玉県指定代理金融機関、埼玉県収納代理金融機関又は<u>地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条の二第一項</u>の規定により知事が収納の事務を委託する者とする。 2 (略) 第九条～第二十条 (略) (県民税の納税義務者等) 第二十一条 (略) 2～4 (略) 5 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法<u>(昭和二十二年法律第六十七号)</u>第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

改正案	現 行
6～8 （略） 第二十一条の二～第九十九条 （略） 附 則 第一条～第六条の二 （略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例） 第六条の三 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令<u>附則第四条の八第一項</u>の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。 第六条の四 （略） <u>（令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除）</u> 第六条の五 <u>令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一</u>	6～8 （略） 第二十一条の二～第九十九条 （略） 附 則 第一条～第六条の二 （略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例） 第六条の三 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第二十五条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令<u>附則第四条の六第一項</u>の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。 第六条の四 （略） <u>（新設）</u>

改正案	現 行
<u>万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。</u> <u>一 特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</u> <u>二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</u> <u>(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)</u> <u>第六条の六 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民</u>	<u>(新設)</u>

改正案	現 行
<u>税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。</u> <u>二 特別税額控除対象納税義務者の第二十四条から第二十五条の二まで、附則第六条及び附則第六条の二第二項並びに法第三十七条の三、法第三十七条の四、法附則第三条の三第二項、法附則第五条の五第一項及び法附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</u> <u>三 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、法第三百十四条の六から法第三百十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</u> 第七条～第十一条 （略） （不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例） 第十一条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第三十二条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から<u>令和八年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第三十二条の八第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第三十二条の九第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から<u>令和八年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、第三十二条の八第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、四年）」と、第三十二条の九第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する施行令で定める場合には、四年）」とする。 第十一条の三 （略） （住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例） 第十二条 平成十八年四月一日から<u>令和九年三月三十一日</u>までの間に住宅	第七条～第十一条 （略） （不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例） 第十一条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第三十二条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第三十二条の八第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第三十二条の九第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、第三十二条の八第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、四年）」と、第三十二条の九第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する施行令で定める場合には、四年）」とする。 第十一条の三 （略） （住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例） 第十二条 平成十八年四月一日から<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に住宅

改正案	現 行
又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三十二条の二の三の規定にかかわらず、百分の三とする。 2 (略) 第十三条 (略) (宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例) 第十四条 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))をいう。第三項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。 2 (略) 3 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第三十二条の十一の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第三十二条の十一の三第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十四条第一項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。)の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。 第十五条～第二十条 (略) (軽油引取税の課税免除の特例) 第二十一条 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取	又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三十二条の二の三の規定にかかわらず、百分の三とする。 2 (略) 第十三条 (略) (宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例) 第十四条 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))をいう。第三項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。 2 (略) 3 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、第三十二条の十一の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第三十二条の十一の三第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十四条第一項に規定する宅地評価土地(以下「宅地評価土地」という。)の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。 第十五条～第二十条 (略) (軽油引取税の課税免除の特例) 第二十一条 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取

改正案	現 行
りに対しては、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第四十六条の十六第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。 一～五 （略） 2・3 （略）	りに対しては、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において準用する第四十六条の十六第四項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において準用する第四十六条の二十二第一項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。 一～五 （略） 2・3 （略）
第二十一条の二～第二十四条 （略）	第二十一条の二～第二十四条 （略）
（狩猟税の課税免除） 第二十五条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から<u>令和十一年三月三十一日</u>までの間に行われた場合には、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から<u>令和十一年三月三十一日</u>までの間に行われたときは、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。	（狩猟税の課税免除） 第二十五条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に行われた場合には、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から<u>令和六年三月三十一日</u>までの間に行われたときは、第九十六条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

改正案	現 行
(狩猟税の税率の特例) 第二十五条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 （略） 第二十六条～第二十八条 （略）	(狩猟税の税率の特例) 第二十五条の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2 （略） 第二十六条～第二十八条 （略）

(第二条関係) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例の一部改正

改正案	現 行
合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例 第一条 (略) (自動車税の種別割の徴収の方法) 第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>普通徴収の方法によつて徴収する。</u> <u>2 自動車税の種別割を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、別記第一号様式の納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</u> <u>3 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法第七十七条の十第一項の規定により課する自動車税の種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</u> <u>4 知事は、前項の規定による自動車税の種別割を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該自動車税の種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、埼玉県税条例第五十五条の十四の規定による申告書に別記第二号様式の納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。</u> 第三条 削除	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例 第一条 (略) (自動車税の種別割の徴収の方法) 第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割は、この条例で定めるところにより、<u>証紙徴収の方法によつて徴収する。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(自動車税の種別割の証紙徴収の手続)</u> 第三条 前条に掲げる自動車に対する自動車税の種別割の納税義務者は、<u>毎年四月中（四月一日後に自動車税の種別割の納税義務が発生した者にあつては、当該自動車税の種別割の納税義務の発生した月の翌月中）において、県の発行する別記第一号様式の証紙をもつて当該自動車税の種別割を払い込まなければならない。</u> <u>2 前項の場合において、自動車税の種別割の納税義務は、証紙に別記第二号様式の検印を受けたときに完了するものとする。</u>

改正案

第四条 (略)

別記第一号様式（第二条関係）

埼玉県 徴収済通知書 自動車税（種別割）		年度 埼玉県 自動車税（種別割）納税通知書兼徴収証券																					
合計 金額		円																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">収納機関 番号</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>登録番号</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> </tr> </table>		収納機関 番号		税目コード	登録番号	県税コード	県税事務所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税相当年度</td> <td style="width: 15%;">課税事由</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>納税期</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>		課税相当年度	課税事由	年度	納税期	年 月 日									
収納機関 番号																							
税目コード	登録番号																						
県税コード	県税事務所																						
課税相当年度	課税事由																						
年度	納税期																						
年 月 日																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">登録番号</td> <td style="width: 15%;">課税相当年度</td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		登録番号	課税相当年度	税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">登録番号（車のナンバー）</td> <td style="width: 15%;">課税年度</td> <td style="width: 15%;">課税期当年度</td> <td style="width: 15%;">課税事由</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		登録番号（車のナンバー）	課税年度	課税期当年度	課税事由				
登録番号	課税相当年度																						
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
登録番号（車のナンバー）	課税年度	課税期当年度	課税事由																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税 期</td> <td style="width: 15%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納税事由</td> <td></td> </tr> </table>		納 税 期	年 月 日	納税事由							
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税 期	年 月 日																						
納税事由																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税 額</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計 金 額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納 税 期</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>延滞金物納期限 の末日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		税 額	円	延 滞 金	円	合 計 金 額	円	納 税 期	年 月 日	延滞金物納期限 の末日	年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 税</td></tr></table>		納 税									
税 額	円																						
延 滞 金	円																						
合 計 金 額	円																						
納 税 期	年 月 日																						
延滞金物納期限 の末日	年 月 日																						
納 税																							

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となつた法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかつた場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記第二号様式（第二条関係）



直径30ミリメートル

現 行

第四条 (略)

第一号様式

自動車税証紙

車種 (Type of vehicle) _____
 登録番号 (Registration number) No. _____
 自動車税証紙
Automobile Tax Stamp
 税額 (Tax amount) 〃 _____
 課税期間 〃 月分 自 年 月 日
Tax for month from to
 交付年月日 埼玉県 検印
 (Date of delivery) Saitama Prefecture
 打 取 紙

第二号様式

